

- 1) 搬送専用車：□なし、□あり
- 2) 搬送専用車の貸借契約：□なし、□あり (ありの場合は以下の項目についてお答え下さい)
- 車両のみ先方から提供、運転は所員が対応
 - 運転も含めて契約している
 - 取り決めていない
- 3) 専用以外に使用可能な車両：□なし、□あり
- 4) 公的機関の車両で搬送できる場合、その依頼先について
- 消防署
 - 保健所
 - 市町村
 - その他 ()

6. CIQTの配置状況について

港別にCIQTの設置状況について該当する箇所に“○”してください。

港名	入管	税関	動検	植防	保安部
	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C
	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C
	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C

A：職員が常駐している。

B：事務所は設置されているが、無人である

C：配置されていない(事務所がない)

7. 健康危機管理に関する地方自治体等との協力体制を目的とした検疫所主体組織の有無について

港名	組織の有無
	あり・計画中・なし
	あり・計画中・なし
	あり・計画中・なし

“あり”の場合は(1)の項目について港別にお答え下さい

“なし”の場合は(2)の項目をお答え下さい

(必要に応じてコピーしてご記入ください)

(1) 特化した組織があるとした検疫港(無線検疫指定港)についてお伺いします

1) 組織の構成機関をすべてチェックしてください

- 税関
- 入管
- 動検・植防
- 海上保安部
- 都道府県・政令市防疫担当
- 警察(危機管理室を含む)
- 所轄保健所
- 消防
- 感染症指定病院
- 港湾事務所
- 船舶代理店
- その他 ()

2) 主な活動について(複数回答可)

- 措置訓練時の連絡・協力が主体である
- 情報の共有を目的に随時、感染症情報などを発出している
- 年に1回は総会の形で措置訓練の報告と研修をかねて運営している
- 特に活動はしていない

(2) 特化した組織はないとした検疫港(無線検疫指定港)について、設置していな

い理由に該当する項があれば示してください(複数回答可)

- 港湾衛生協議会がその任を負っているの必要ない
- 検疫所の組織が小さいため、指導的な立場をとれない
- 検疫措置訓練も検疫所主体ではないため、必要ない
- 患者発生時は主たる検疫所への回航措置を想定している
- 有事の時には主たる検疫港で検疫を実施するため、必要でない
- これに代わる組織がある。

(内容：)

II 港湾衛生について

1. 平成18年の港湾衛生調査の実施の有無についてお答えください

港名	港湾衛生調査の実施
	あり・なし
	あり・なし
	あり・なし

“あり”の検疫港(無線検疫港)は以下の(1)の項目をお答え下さい

“なし”の ” は以下の(2)の項目をお答え下さい

(1) 衛生調査の実施内容について

検疫港	調査項目	延日数	実施検疫所	延べ人数
	ねずみ族・蚊族・その他 ()			事務官 () 名 技官 () 名

無線検疫指定港	調査項目	延日数	実施機関、団体
	ねずみ族・蚊族・その他 ()		
	ねずみ族・蚊族・その他 ()		

(2) 該当する項目をチェックしてください (複数回答可)

- 無線検査指定港が検疫法において規定されていないのはおかしい
- 検査港、無線検査指定港の指定基準が明確でない
- 通過船検査の取り扱いが各所で違いがある
- 無線検査の審査については基幹検査所を設け広域対応により効率化を図る
- 36 時間以内の電文となっているが、土日祝日をカウントしないために、入港前の健康状態を把握しているとは言い難い
- 有症者の申告がほとんどなく、正直に申告しているかが疑わしい
- 地理的な理由で発航後入港までの時間が短く、無線審査が 24 時間開庁なくしては通常の無線審査が適用できない事例が考えられる
→この項目に該当する場合は (3)、(4) の項目へ
- その他 ()

(3) 地理的理由で発航後入港までの時間が短い事例についてご記入願います。

発航地	航海時間	無線検査の適用
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

(4) 発航後入港までの時間が短い事例について無線検査対応を可能とするための方策についてお書きください。

(5) 無線検査の有効性について

- 役立っている (理由:)
 - 役立っていない (理由:)
- 役立っているための方策についてお書きください

(2) 衛生調査を実施していない理由についてご記入下さい

検査港 (無線検査指定港)	理由

2. コンテナの衛生調査について

- (1) 政令区域内のコンテナヤードにおける衛生調査について
 - 定期的な調査を実施している
 - 調査は実施していない
- (2) コンテナ内の衛生調査について
 - 計画的に調査を実施
 - コンテナ内に生息が確認された旨の連絡等に基づき随時の調査を実施
 - 調査は実施していない

3. 港湾衛生協議会について
協議会の設置の有無、活動内容についてお答え下さい

港名	協議会の設置	活動内容 (複数回答可)
	有・無	年1回総会・報告書の作成・清掃・その他()
	有・無	年1回総会・報告書の作成・清掃・その他()
	有・無	年1回総会・報告書の作成・清掃・その他()

III 検査、港湾衛生実施上の問題点について

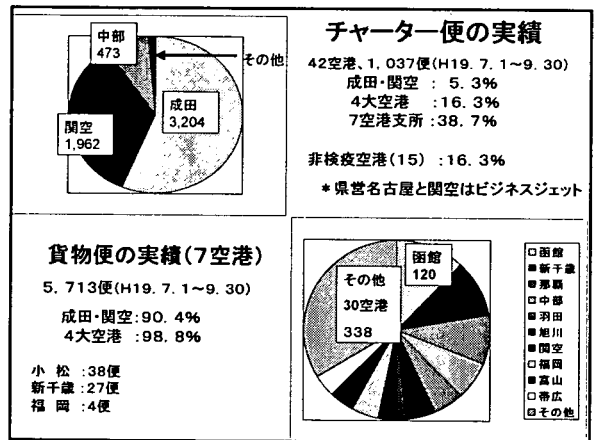
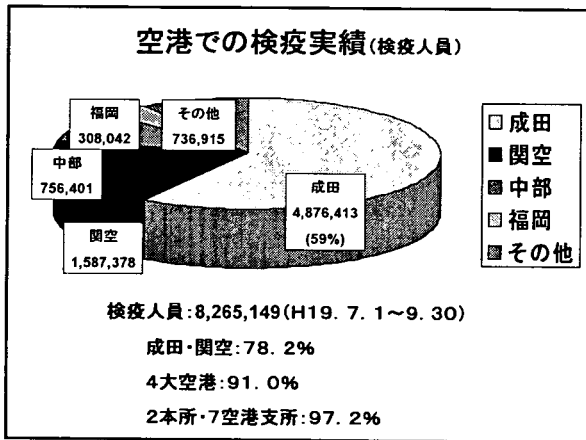
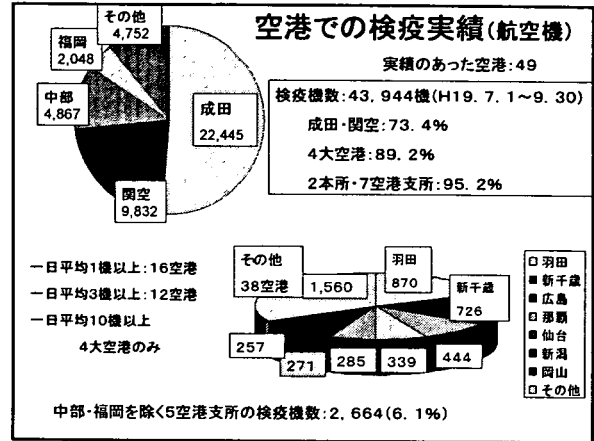
- 1. 無線検査制度について
 - 現行の無線検査大綱については大きな問題はない
 - 現行の無線検査大綱について以下のような問題がある → (2) の項目へ

IV 試験検査について

2. 港湾衛生について
- (1) 検査所の港湾衛生調査について
 実施する必要性はない → (2) の項目へ
 必要である → (3) の項目へ
- (2) 該当する理由をチェックください (複数回答可)
 過去において感染症の侵入は無く、患者の発生のない感染症に係る媒介動物調査は必要ない
 調査対象区域を港湾・空港の陸域とするのは意味がないのではないか
 衛生部門の職員数は少なく、無人・有人の出張所においてもマンパワーの関係で港湾衛生調査は実施困難である
 その他 ()
- (3) 今後の方向性について該当する項目をチェックください (複数回答可)
 現状の調査の継続でよい
 ベクターセンター(仮称)等にマンパワーの集約化を図り広域対応とする
 捕獲等の作業はアウトソーシングを実施し効率化を図る
 地方自治体との連携により効率化を図る
 調査結果を基幹検査所で集約、分析、公開するシステムが必要。
 その他 ()
3. 船舶衛生管理証明書の発給に係る衛生検査について
 (1) 衛生検査実績について (平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日)
- | 港名 | 検査所 | | 7 月 | | 8 月 | | 9 月 | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| | 要時間 | 人員 | 隻数 | 人員 | 隻数 | 人員 | 隻数 | 人員 |
| | | | | | | | | |
- (2) 衛生検査マニュアルの整備について
 独自に整備している (理由:)
 整備していない (理由:)
- (3) 船舶衛生検査に関する問題点についてお書きください

1. 検査業務において有症者から採取した検体に関する検査について
- (1) 検査実施機関について
 当所検査室 検査センター その他 ()
- (2) 感染症検査に関する自治体との連携について
 あり→1) の項目にお答えください
 なし→2) の項目にお答えください
 1) 自治体との連携がある場合、機関名についてお答えください
 地方衛生研究所 保健所 その他 ()
 2) 連携がない場合にお答えください
 連携は必要である (理由:)
 連携は必要ない (理由:)
- (3) 検体の搬送について
 当該海港を所管する検査所で検査可能
 検査実施時間帯でほぼ可能 管轄時間のみ
 その他 ()
 本所の検査課・試験検査室へ搬送
 (搬送手段:)
 (搬送に要する時間: 時間)
- 近隣の検査所管轄の検査部門へ搬送を想定
 (搬送手段:)
 (搬送に要する時間: 時間)
 連携のある自治体等の検査機関で実施
 (搬送手段:)
 (搬送に要する時間: 時間)

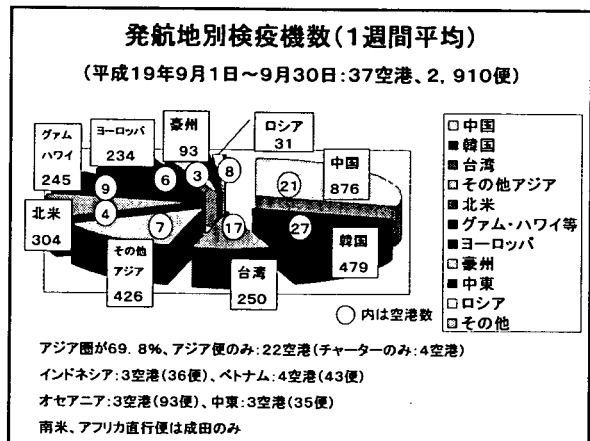
4. 空港検疫のアンケート調査結果 (スライド)

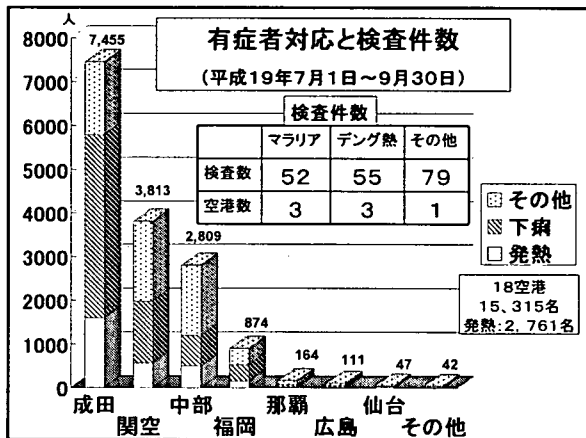
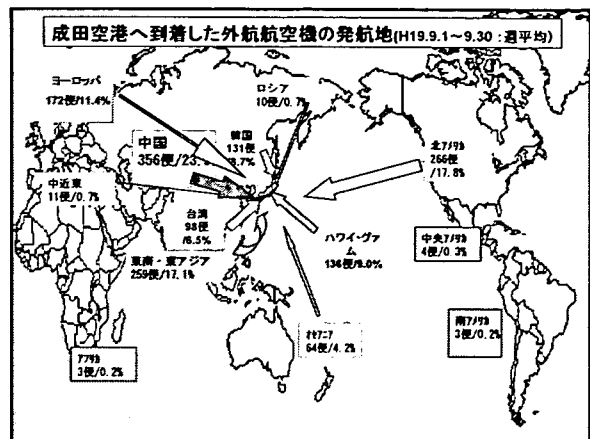
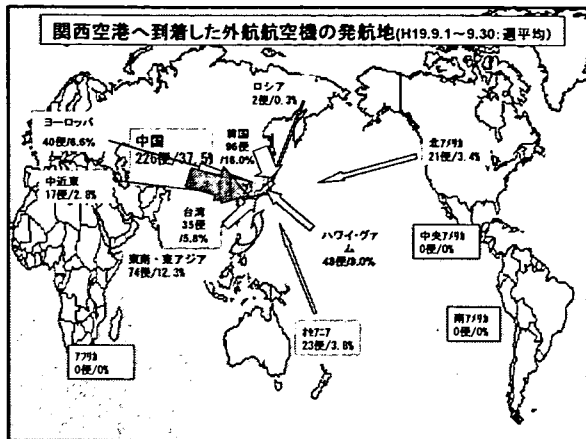


検疫実績について

	1日平均	貨物便	チャーター便	最多検疫時間帯
成田・関空	100機以上	有	有	15-18時
中部・福岡	20機以上	有	有	18-21時: 1 12-15時: 1
5空港支所	3機以上	1	有	9-12時: 2 12-15時: 3
空港出張所(18)	2機以上: 3 1機以上: 4	2	有	9-12時: 5 12-15時: 5 15-18時: 1
その他	週、2機以上: 3 実績有り: 19 実績有り: 13	無	有: 15 無: 20	* 回答があった7空港で、検疫機数が同数のため、回答が重複している

貨物便・チャーター便を除いた検査空港の1日平均の実績は0. 2機~146. 3便

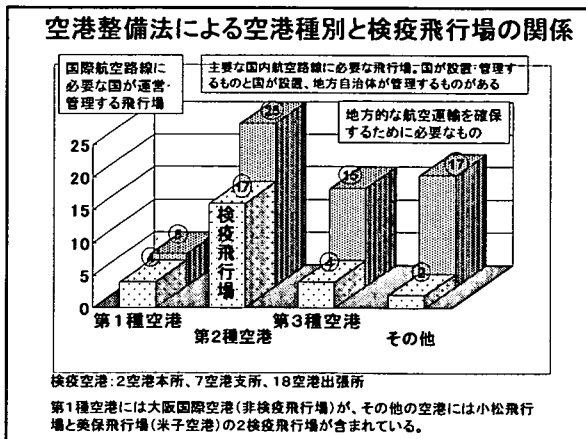




検疫飛行場と空港種別
* 空港におけるCIQの勤務状況

検疫措置対応(概略)

- * 患者に対する準備
- * 濃厚接触者に対する準備
- * 感染症指定医療機関との契約状況
- * 搬送車両の保有状況
- * 検体の検査体制
- * 健康危機管理発生時の協力体制



検疫所職員の勤務体系と医師の配置

	職員の勤務体系	医師の配置	出張対応
成田・関空	常勤・シフト	常勤	なし
中部・福岡	常勤・シフト	常勤	なし
5空港支所	常勤: 5(官執勤務: 新千歳、仙台)	常勤: 2(仙台・那覇)、非常勤3、契約1	千歳飛行場、仙台航空基地
空港出張所(18)	常勤: 5(官執勤務)、出張: 13	常勤: 1、非常勤: 16、契約無し: 1	三沢空港
その他	常勤: 千歳飛行場、仙台航空基地(2)	常勤: 鹿屋名護空港、米軍那覇基地、仙台航空基地、自衛隊那覇基地、大阪国際空港、那覇自衛隊、福井空港、神戸空港(1) 非常勤: 4空港 契約: 1空港	海港本所: 11 海港支所: 3 海港出張所: 19(無人を含む)

空港におけるCIQの勤務状況

	検疫	税関	入国管理局
成田・関空	常勤	常勤	常勤
中部・福岡	常勤	常勤	常勤
5空港支所	常勤	常勤	常勤
空港出張所 (18)	常勤:5	常勤:4、市内:1	常勤:3、市内:1 市外:1
	出張:13 (市外:7)	常勤:6、市内:6 市外:1	常勤:1、市内:8 市外:4
その他	市内:6 市外:22	市内:9 市外:19	市内:10 市外:18

税関が常勤で検疫が出張:6空港、入管が常勤で検疫が出張はなし

検疫措置の準備状況(患者、濃厚接触者)

	患者に対する措置		濃厚接触者等に対する措置		
	待機場所	搬送動線	専用ゲート	待機場所	動線確保
成田・関空	専用	確保	有:1	有	有
中部・福岡	専用	確保:1	無	有	有
5空港支所	無	確保:2	有:1	有:3	有:3
空港出張所 (18)	専用:7 代替:3	確保:11	有:3	有:10	有:5
その他	専用:3 代替:11	確保:5	無	有:8	有:5

検疫措置の準備状況(感染症指定医療機関、搬送車両)

	感染症指定医療機関			搬送車両		
	特定	1類	2類	専用車	契約	専用車以外
成田・関空	有	有	有	有	無	有:1
中部・福岡	有	有	有:1 無:1	有	無	有:1
5空港支所	有:3 無:2	有:3 無:2	有:1 無:4	有:1 無:4	有:1 無:4	有:2
空港出張所	有:12 無:6	有:8 無:10	有:12 無:6	無	有:2 無:16	有:16 無:2
その他	有:12 無:21	有:11 無:23	有:8 無:24	有:3 無:32	無	有:19 無:13

感染症指定医療機関と契約していない空港は1空港支所、3空港出張所が所管する4検疫空港および19非検疫空港

検疫措置時の検体検査について

	空港内での検査	可能な時間帯	搬送先	搬送方法
成田・関空	可	全時間帯		
中部・福岡	可	全時間帯		
5空港支所	可:2 (本所:3)	全時間帯	本所:4	官用車:4
空港出張所 (18)			本所:13 検疫所外:3	官用車:12 宅配便:3 持参他:2
その他			本所:13 検疫所外:3	官用車:19 宅配便:3 その他:1

健康危機管理事例発生時の協力体制

	協力体制	協力機関数
成田・関空	有	8機関:1 10機関:1
中部・福岡	無	
5空港支所	無	
空港出張所 (18)	有:2 無:16	3機関:1 10機関:1
その他	有:2	6機関:1 7機関:1

4. 海港検疫のアンケート調査結果 (スライド)

(1) 検疫の現状 常勤職員の勤務体制

1) 土日の勤務体制

	土曜日、日曜日 とも当番が勤務 している	土曜日、日曜日 とも常勤勤務者 が対応している	土曜日のみ当番 が勤務、日曜日 は緊急時電話対 応としている	土曜日、日曜日 とも緊急時電話 対応としている
本所	5	1	3	2
支所	2			5
出張所(有人)	9	3	1	8
計	16	4	4	15

2) 無人検疫港への出張対応

平均往復時間	平均出張回数 (月)	平均滞留出張回数(月)
3 時間 49分 (最長30分、最長10時間)	1.4回	0回

(1) 検疫の現状 検疫実績

1) 検疫隻数・人員(調査期間3ヶ月)

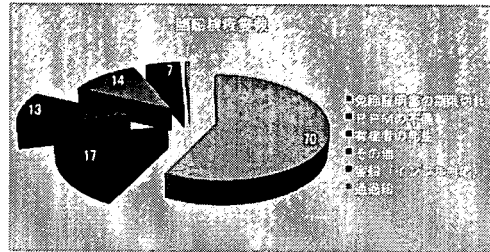
検疫所		隻数			平均人員
		平均隻数	最小隻数	最大隻数	
本所	(11)	192	20	437	8,822
支所	(7)	127	19	410	4,861
出張所(有人)	(21)	85	2	458	2,075
出張所(無人)	(52)	20	0	120	486
離線検疫指定港	(27)	12	0	74	216

2) 発航地別検疫隻数(調査期間1ヶ月)

- 来港船舶の地理的特徴
- ・北海道、東北、日本海地域の検疫港ではロシアからの船舶が多い。
 - ・名古屋以西の検疫港では中国、韓国からの船舶の比率が高い。
 - ・石垣島の台湾・中国からのクリアランス船が多い。

- 地理的条件で発航後24時間以内に本邦へ到着する事例
- ・北海道の北部、東部の港にロシア(北方四島)から来港するもの(10時間以内)
 - ・中国、九州、沖縄地域へ韓国、台湾から来航するもの(最長で7時間)

3) 船舶検疫理由別隻数と対応者 (調査期間3ヶ月)



4) 措置等の実績 (調査期間3ヶ月)

- ・健康監視・隔離・停留措置事例無し
- ・検査実績はマラリア1件
- ・保健所に検疫を依頼したのは1例(保安部が救急搬送した事例)

(1) 検疫の現状 有症者等への検疫措置体制

1) 検疫官の対応体制

検疫所	本所ならびに近隣の 所からの応援体制が 確立している	確立はしていないが 状況に応じて応援を 依頼することを想定	応援の必要性は 感じていない	その他
支所(7)	2	4		1
出張所(有人)(21)	6	14		1
出張所(無人)(52)	22	23		7
計	32	46	5	9

2) 感染症指定医療機関との契約(複数回答あり)

検疫所	特定感染症 指定医療機関	第1種感染症 指定医療機関	第2種感染症 指定医療機関	検疫所長が適当 と認めるもの	何れとも契 約なし
支所(7)	6	3	5		
出張所(有人)(21)	20	13	15	1	
出張所(無人)(52)	49	21	34	15	
計	86	48	59	17	4

(1) 検疫の現状 CIQTの設置状況

検疫所	入管			税関			動機			補防			保安部		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
本所(11)	8	3	11			8	3	11							
支所(7)	5	2	7			4	2	1	7						7
出張所(有人)(21)	15	2	4	21					21	14		7	20		1
出張所(無人)(52)	8	3	41	44	2	6	1		51	20	2	30	45		7
計	36	5	50	83	2	6	13	2	76	52	2	37	83		8

- A: 職員が常駐している
B: 事務所は設置されているが、無人である
C: 設置されていない(事務所がない)

(2) 衛生業務の現状 港湾衛生調査の実施状況

1) 港湾衛生調査の実施状況(調査期間1年)

海港	港湾衛生調査の実施	
	実施検査港数	%
本所 (11)	11	100%
支所 (7)	7	100%
出張所(有人) (21)	10	47.6%
出張所(無人) (52)	13	25%
無検疫指定港 (27)	6	22.2%
計	43	

2) 港湾衛生調査内容

調査実施海港	調査項目		
	ねずみ類	蚊類	その他
本所 (11)	10	11	2 (濁水)
支所 (7)	7	6	1 (濁水)
出張所(有人) (10)	9	10	
出張所(無人) (13)	13	11	
無検疫指定港 (6)	6	2	2 (濁水)
計	45	40	6

4) コンテナヤード・コンテナの衛生調査

海港	コンテナヤードの衛生調査		コンテナ内の計画的な衛生調査		コンテナ内の臨時的な衛生調査	
	実施港数	%	実施港数	%	実施港数	%
本所 (11)	4	36.4%	0	0%	7	63.6%
支所 (7)	3	42.9%	0	0%	2	28.6%
出張所(有人) (21)	1	4.8%	0	0%	0	0%
出張所(無人) (52)	1	1.9%	0	0%	11	21.1%
無検疫指定港 (27)	0	0%	0	0%	0	0%

5) 港湾衛生協議会の設置・活動内容

検査所	協議会の設置有り	活動内容			
		総会開催	報告書	清掃	その他
本所 (11)	11	8	8	0	休会中 2回 答なし 1
支所 (7)	6	6	5	0	
出張所(有人) (21)	3	0	0	0	休会中 1
出張所(無人) (52)	4	2	2	0	
無検疫指定港 (27)	14	7	8	4	
計	38	23	23	4	

(2) 衛生業務の現状 船舶衛生検査の実施状況

1) 船舶衛生管理(免除) 証明書発給のための衛生検査実績

検査所	平均隻数(月)	平均延べ検査員数(月)
本所 (11)	7.2	9.2
支所 (7)	7.9	8.8
出張所(有人) (21)	4.0	5.1
出張所(無人) (52)	1.6	1.9
計	3.3	5.1

2) 船舶衛生管理(免除) 証明書発給に係るマニュアルの整備状況

検査所	マニュアルを整備している	
	該当数	%
本所 (11)	0	0%
支所 (7)	2	28.6%
出張所(有人) (21)	2	9.5%
出張所(無人) (50) ※ 回答なし 2	1	2.0%
計	5	5.6%

(3) 試験検査体制の現状 感染症検査に係る地方自治体等との連携

1) 地方自治体等との連携の有無

検査所	自治体との連携有り					
	地方衛生研究所		保健所		その他	
	該当数	%	該当数	%	該当数	%
本所 (11)	3	27.3%	0	0%	0	0%
支所 (7)	2	28.6%	0	0%	0	0%
出張所(有人) (21)	7	33.3%	0	0%	0	0%
出張所(無人) (52)	15	28.8%	0	0%	0	0%
計	27	29.7%(平均)	0	0%	0	0%

2) 地方自治体等との連携の必要性

連携のない検査所	連携は必要である	
	該当数	%
本所 (8)	2	25%
支所 (5)	2	40%
出張所(有人) (14)	5	35.7%
出張所(無人) (37)	20	54.1%
計	29	51.6%(平均)

(3) 試験検査体制の現状 検体の搬送

1) 検体の搬送手段

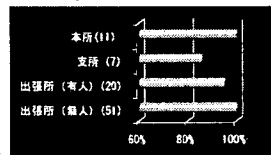
検査所	検体の搬送手段		
	本所の検査部・試験検査室への搬送	近隣の検査所管轄の検査部門への搬送	連携のある自治体等の検査機関への搬送
本所 (11)	官用車、官用車又は検査車	官用車、官用車又は検査車	官用車
支所 (7)	官用車、官用車又は検査車	官用車	官用車
出張所(有人) (21)	官用車、2-ボックス、宅配便、郵便、航空機及び官用車		官用車、地方自治体保有車
出張所(無人) (49) 3カ所回答なし	官用車、官用車又は検査車、2-ボックス、宅配便	官用車、官用車又は検査車	官用車
該当数	69	12	23

2) 搬送所要時間

検査所	本所の検査部・試験検査室への搬送	近隣の検査所管轄の検査部門への搬送	連携のある自治体等の検査機関への搬送
本所 (11)	0 : 54	1 : 00	0 : 30
支所 (7)	1 : 30	1 : 00	0 : 50
出張所(有人) (21)	2 : 00 (最大6時間) 宅配便で24時間あり		0 : 55
出張所(無人) (49) 3カ所回答なし	2 : 40 (最大12時間) 宅配便で24時間あり	1 : 53	1 : 31

(1) - 1 無検疫制度の有効性

無検疫を有効と考える検査所



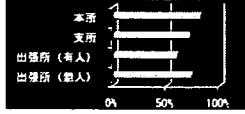
検査所	無検疫は有効と考える検査所	
	該当数	%
本所 (11)	11	100%
支所 (7)	6	85.7%
出張所(有人) (20)	19	95%
出張所(無人) (51)	51	100%
計	87	97.7%

無検疫の有効性への意見・理由

<p>設立している理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員数、担当港の範囲からすべてを船舶検査できない 無人出張所において効率的な検査が実施できる 入港時に交通の制限が解除されているため物流がスムーズに行える 臨船検査と同様に船長からの報告に基づいて実施しており、同等である 処理時間が短時間で入港手続きの簡素化、スピード化が図れている 入港前の健康状態等の確認及び当該船舶の履歴などを勘案して総合判断が可能 感染症の流行期以外は、効率性が高い
<p>設立していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 船長申告制の慣習性に問題がある 船長の長があまり制度に理解していない

(1) - 2 無検査制度の問題点

無検査に問題有りとする検疫所数



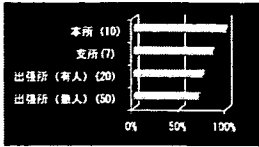
検疫所	無検査大綱に問題有り	
	該当数	%
本所 (11)	9	81.9%
支所 (7)	5	71.4%
出張所(有人) (20)	12	60%
出張所(無人) (51)	36	73.5%
計	62	71.3% (平均)

無検査に関する問題点

無検査に関する問題点	本所	支所	出張所(有人)	出張所(無人)	計
36時間以内の電文となっているが、土日祝日をカウントしないために、入港前の健康状態を把握しているとは言えない	9	3	5	25	42
有症状の申告がほとんどなく、正真正に申告しているかが疑わしい	5	2	4	20	31
検疫港、無検査指定港の指定基準が明確でない	5	2	6	17	30
無検査指定港が検疫法において規定されていないのはおかしい	3	2	5	13	23
通過船検疫の取り扱いは各所が違いがある	2	2	2	15	21
無検査の審査については基幹検疫所を取扱広域対応により効率化を図る	2	3	0	11	16
地理的な理由で発着後入港までの時間が短く、無検査審査が24時間閉庁なくしては通常の無検査審査が適用できない事例が考えられる	1	2	2	4	9
その他 (結果通知書を送付した時点で、検疫法第4条及び第5条が解除されるため、検疫承認の交付の必要性に疑問)	0	1	0	0	1

(2) 港湾衛生調査の必要性・問題点

港湾衛生調査を必要と考える検疫所数



検疫所	港湾衛生調査は必要である	
	該当数	%
本所 (10)	10	100%
支所 (7)	6	85.7%
出張所(有人) (20)	15	75.0%
出張所(無人) (50)	35	70%
計	66	75% (平均)

港湾衛生調査実施上の問題点・不要とする理由

港湾衛生調査実施が困難な理由	<ul style="list-style-type: none"> 職員数が少なく、管轄が複数有り、有人・無人の出張所での実施は困難 無人出張所が遠隔地で事務所に検査室がない 無検査指定港の港湾衛生協議会の活動が停止しているため実施できていない
港湾衛生調査は不要である理由	<ul style="list-style-type: none"> 過去において感染症の侵入は無く、患者の発生のない感染症の媒介動物調査は必要ない 調査の結果がどう活用されているのかわからない

(3) 船舶衛生検査の問題点

船舶衛生検査に関する問題点

- ・ 船人の出張所での衛生検査は時間と人、費用等がかかるので廃止すべき
- ・ 管轄区域は広範囲であり、他の業務への支障が顕著であるため船舶衛生検査の実施場所を集約することが望ましい
- ・ 衛生管理(免除)証明書発給のための基準となる詳細なマニュアル等がないため、検査全般において、全国統一基準の検査結果が得られない
- ・ 検査を行う検査官の養成ができていない、有効な証明書の所持だけが判断基準となっている現行では衛生検査は意味がない

(4) 試験検査体制の問題点

試験検査体制に関する問題点

- 検査機能を持つ検疫所
 - ・ 有症状者が多数出た場合、自所の検査室での対応が困難となる
- 検査機能のない検疫所及び本所から離れた出張所
 - ・ 本所までは検体搬送に時間がかかる
 - ・ 近くに自治体の検査機関もない